

## 特任検事の選考方法

### 第1 選考機関

特任検事の選考等については、検察庁法第18条第3項の規定によって政令に委任されており、これを受けて検察官特別任用審査会令が制定され、同政令に基づく検察官特別任用審査会が選考を行っている（なお、同審査会は、検察庁法第18条第2項の規定による副検事の選考も行っている。）。同審査会は委員5人をもって組織されており（同令第1条）、構成は「最高裁判所事務総長」、「日本弁護士連合会会長の推薦する弁護士」1人及び「学識経験者」3人であり、法務大臣が任命している（同令第2条）。また、試験問題の作成・採点等を行わせるため、審査会に試験委員を置くこととされており、専門的知識のある者の中から法務大臣が任命している（同令第3条）。試験委員は法律実務家のほか、学識経験者で構成されており、特任検事の考試及び副検事の選考のそれぞれについて任命している。

なお、本審査会は、平成13年1月の中央省庁改革に伴い、それまでの副検事選考審査会と検察官特別考試審査会が統合され、新たに設立された審議会である。

（別添1・・・検察官特別任用審査会委員名簿）

（別添2・・・検察官特別任用審査会試験委員名簿（検察官特別考試担当））

### 第2 特任検事の選考

#### 1 受験資格（検察庁法第18条第3項）

「3年以上副検事の職に在った者」

#### 2 選考概要

検察庁法第18条第3項の規定に基づき、政令である検察官特別考試令による検察官特別考試を経て選考される。

検察官特別考試は、筆記及び口述の方法により行われ、口述試験は筆記試験の合格者に対して行っているが、いずれの試験についても、以下のとおり、司法試験に準じたものとなっている。

#### 【筆記試験】

科目

（必須科目） 憲法，民法，商法，刑法，刑事訴訟法，検察の実務の6科目

（選択科目） 民事訴訟法，法医学，刑事政策のうち1科目

試験時間 検察の実務は5時間，その他の科目は各2時間

形式等 検察の実務は刑事模擬記録を用いての起案等，その他の科目は論

## 文式

(別添3…平成13年度検察官特別考試筆記試験問題)

### 【口述試験】

科目は、憲法、刑法、刑事訴訟法、検察の実務の4科目であり、各科目とも試験委員2名ないし4名が試験官となって個人別実施される。

### 3 合格者の決定等

合格者は、筆記試験・口述試験の採点結果に基づき、検察官特別任用審査会の議決によって行われる。同考試は受験資格が厳しい上、筆記試験及び口述試験いずれにおいても、その内容において司法試験と同程度の極めて高度なものとなっているほか、「検察の実務」という司法試験にない科目で高度の実務能力を問うものも含まれており、最終合格率は10パーセント程度と、極めて難関である。

(別添4…司法試験論文式問題との比較)

(別添5…検察官特別考試受験者数及び合格者数調)

### (参考)

#### 副検事の選考

#### 1 受験資格(検察庁法第18条第2項)

- (1) 「裁判所法(昭和22年法律第59号)第66条第1項の試験(注…司法試験)に合格した者」
- (2) 「3年以上政令(注)で定める2級官吏その他の公務員の職に在った者」

(注) 検察庁法施行令第2条

一般職の職員の給与等に関する法律

・公安職(二)4級以上の職にあった検察事務官

・行政職(一) ”

・行政職(一)4級以上の職にあった法務事務官

・公安職(一)、(二)4級以上の職にあった法務事務官及び法務教官

・公安職(二)3級以上の職にあった検察事務官で、検察庁法第36条の区検察庁の事務を取り扱う者

行政職(一)4級以上の職にあった裁判所事務官及び裁判所書記官等

警部以上の警察官

警務官たる三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官

行政職(一)若しくは公安職(一)、(二)4級以上の職にあった司法警員として職務を行う国家公務員 等

## 2 選考概要

検察庁法第18条第2項の規定に基づき、検察官特別任用審査会が実施する副検事選考を経て選考される。

### 【筆記試験】

科目 憲法，民法，刑法，刑事訴訟法，検察庁法及び一般教養の  
6科目  
試験時間 各科目1時間  
形式等 いずれも論文式

### 【口述試験】

口述試験の科目は憲法，民法，刑法，刑事訴訟法及び検察庁法であり，筆記試験の合格者に対し，試験委員2名が試験官となって個人別に実施される。

## 3 合格者の決定等

副検事選考の合格者決定は，筆記試験・口述試験の採点結果，並びに各高等検察庁検事長が行う人物，素行及び実務処理能力等の調査結果をまとめた「調査書」を総合し，検察官特別任用審査会の議決によって行われる。同選考における筆記及び口述試験の内容も相当高度であって，最終合格率も25パーセント程度と狭き門になっている。

(別添6・・・副検事選考受験者数及び合格者数調)

# 検察官特別任用審査会委員名簿

(平成14.4.5現在)

会 長           金   融   庁   顧   問           日   野   正   晴

委 員           専 修 大 学 法 学 部 教 授       岩   井   宜   子

同               日 本 弁 護 士 連 合 会 事 務 総 長   大   川   真   郎

同               東 京 大 学 法 学 部 教 授       西   田   典   之

同               最 高 裁 判 所 事 務 総 長       堀   籠   幸   男

(五十音順・敬称略)

# 検 察 官 特 別 任 用 審 査 会 試 験 委 員 名 簿

(平成13年6月15日現在)

## 検察官特別考試担当

担当科目	氏 名	所 属 等	任命年月日	任期満了日	備 考
憲 法	竹 内 重 年	明治大学法学部教授	H13.6.15	H13.11.30	
	太 田 茂	司法法制部司法法制課長	"	"	
民 法	富 越 和 厚	最高裁判所上席調査官	"	"	
	原 田 晃 治	民事局民事法制管理官	"	"	
刑 法	川 端 博	明治大学法学部教授	"	"	
	小 川 新 二	刑事局公安課参事官	"	"	
刑 事 法 訴 訟 法	椎 橋 隆 幸	中央大学法学部教授	"	"	
	三 浦 守	刑事局刑事法制課長	"	"	
商 法	山 下 友 信	東京大学法学部教授	"	"	
	大 谷 禎 男	東京地裁判事	"	"	
民 事 法 訴 訟 法	鈴 木 重 勝	早稲田大学名誉教授	"	"	
	小 池 信 行	大臣官房審議官	"	"	
行 政 法	大 橋 寛 明	最高裁判所上席調査官	"	"	
	太 田 茂	司法法制部司法法制課長	"	"	
労 働 法	諏 訪 康 雄	法政大学社会学部教授	"	"	
	山 口 幸 雄	東京地裁判事	"	"	
法 医 学	吉 田 謙 一	東京大学医学部教授	"	"	
	村 井 達 哉	慶應義塾大学医学部教授	"	"	
刑 事 政 策	所 一 彦	立教大学名誉教授	"	"	
	加 澤 正 樹	法務総合研究所研究部長	"	"	
検 察 の 実 務	町 田 幸 雄	最高検察庁刑事部長	"	"	
	三 浦 正 晴	司法研修所検察上席教官	"	"	
	鈴 木 和 宏	法総研究所研修第一部長	"	"	
	勝 丸 充 啓	刑事局総務課長	"	"	

平成13年度検察官特別考試筆記試験問題（平成13年8月7日～9日実施）

【憲法】

第1問 憲法第9条について論ぜよ。

第2問 憲法第29条第3項を直接の根拠として補償請求することができるのは、いかなる場合か。生命・身体・健康被害に対する損失補填請求は、許されるか。

【民法】

第1問 A経営の預託金会員制のゴルフクラブの会則によると、会員権の譲渡にはクラブの承認を要するものとされ、承認を得て会員登録されなければ、会員としての権利（施設の優先利用）を行使することはできないとされている。このゴルフクラブの会員権を有していた甲は、これを乙に譲渡し、その旨を確定日付ある書面をもってAに通知した。その後、丙が甲への貸金債権に基づきこの会員権の差押えをし、差押命令がAに送達された。その後、甲は、この会員権を丁に二重に譲渡し、その旨を確定日付ある書面をもってAに通知した。ゴルフクラブは、丁への譲渡を承認した。

本件でのゴルフクラブ会員権についての乙、丙、丁の権利関係を論ぜよ。

（参考）

（最二小判平成8.7.12民集50-7-1918）

預託金会員制ゴルフクラブの会員権の譲渡をゴルフ場経営会社以外の第三者に対抗するには、指名債権譲渡の場合に準じて、譲渡人が確定日付のある証書によりこれをゴルフ場経営会社に通知し、又はゴルフ場経営会社が確定日付のある証書によりこれを承諾することを要し、かつ、そのことをもって足りる。

（最一小判昭和52.3.17民集31-2-308）

譲渡禁止の特約のある指名債権を譲受人が特約の存在を知って譲り受けた場合でも、債務者がその譲渡につき承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となり、譲渡に際し債権者から債務者に対して確定日付のある譲渡通知がされている限り、債務者は、右承諾後に債権の差押・転付命令を得た第三者に対しても債権譲渡の効力を対抗することができる。

第2問 次の事項について、簡潔に説明せよ。

- 1 物上代位
- 2 特別縁故者

【刑法】

第1問 看護婦Aは、勤務先の病院に、以前から憎んでいた甲が入院してきたことから、この機会に甲を殺害しようと考え、薬品棚に保管されているブドウ糖入りの瓶に毒薬が入っているものと誤解し、新人の看護婦Bに、その瓶に栄養剤が入っているので甲に投与するよう指示した。以下の場合におけるAの刑法上の罪責について論ぜよ。

- 1 Bは、指示された瓶を取り出して、その中身を甲に投与したが、甲は重度の糖尿病に罹患していたため、身体に変調を来し、その結果死亡した。
- 2 Bは、Aの指示に従って薬品棚から瓶を取り出したが、指示された瓶に似た毒薬入りの瓶があったため、間違っこれを取り出し、これを持って甲の病室に向かったが、その途中で先輩の看護婦Cから、その瓶は毒薬入りの瓶であることを指摘されたため、甲に投与せずに終わった。

第2問 Aは、金に困り、同居中の従兄弟の甲の部屋から高級カメラを持ち出し、友人のBにその売却を依頼した。Bは、これが盗品であることを知りながら依頼を引き受け、Aの父親で甲の叔父に当たるCに、「このカメラは盗んできたものだが買ってくれ。」と持ちかけたところ、Cはこれに応じてカメラを購入した。この場合におけるA・B・Cの罪責（親族間の特例の適用も含む。）について、以下の場合を念頭に置いて論ぜよ。

- 1 カメラが甲の所有であった場合と、実際には甲の知人乙の所有で、甲は借り受けていたに過ぎない場合
- 2 Cが、Bが盗んだものであり安く買い叩けると考えて買った場合と、息子のAが盗んだのであれば仕方ないと考えて買った場合

【刑事訴訟法】

第1問 犯罪捜査のために人の容ぼう等をビデオカメラで撮影録画することは許されるか。許されるとすればその根拠及び要件は何か。

第2問 司法警察員の面前における供述調書しか作成されていない者について、検察官が証人申請したところ、その証人が公判廷において「記憶がない」旨証言した。この場合、次のそれぞれについて、検察官としてとるべき措置について論ぜよ。

- 1 実際に証人の記憶が薄れていると考えられる場合
- 2 証人が被告人又は傍聴人に畏怖して証言を避けていると考えられる場合

【商 法】

- 第1問 新株発行に関して既存株主を保護するために商法はどのような規制を設けているかを説明せよ。  
第2問 手形行為独立の原則について説明せよ。

【民事訴訟法】

- 第1問 訴訟要件とその調査について説明せよ。  
第2問 訴えの変更について説明せよ。

【行 政 法】

- 第1問 行政機関の行為が行政処分（又は行政行為）に当たるか否かの判断は、どのような点に着目してするのがよいか、例を挙げて説明せよ。  
第2問 行政処分を取り消す判決の効力について説明せよ。

【労 働 法】

- 第1問 時間外労働について論ぜよ。  
第2問 労働協約の平和義務について論ぜよ。

【法 医 学】

- 第1問 水死体に見られる生活反応について、具体的に述べよ。また、「生活反応が明らかな場合は、事故あるいは自殺であると考えてよい」という考えは正しいか。  
第2問 次の事項について述べよ。  
1 死後経過時間推定に用いられる早期死体現象を3つ以上  
2 乳幼児突然死症候群の診断と法的に問題となりやすい点  
3 脳クモ膜下出血の法医学的問題点  
4 一酸化炭素中毒の起こる状況と死に至る機序  
5 刺創の性状からの凶器の推定

【刑 事 政 策】

- 第1問 近年、犯罪の認知件数が急激に増加する一方、検挙率が低下しているが、それらの原因として考えられる社会の変化を述べ、これに対する政策的対応について論ぜよ。  
第2問 精神障害者の犯罪について現状を述べ、対策上の課題について論ぜよ。

司法試験論文式試験問題との比較

科目	平成13年度検察官特別考試（必須科目）	平成13年度司法試験第二次試験論文式試験
憲法	<p>第1問 憲法第9条について論ぜよ。</p> <p>第2問 憲法第29条第3項を直接の根拠として補償請求することができるのは、いかなる場合か。生命・身体・健康被害に対する損失補償請求は、許されるか。</p>	<p>第1問 法律上強制加入とされている団体が、多数決により、特定の政治団体に政治献金をする旨の決定をした。この場合に生ずる憲法上の問題点について、株式会社及び労働組合の場合と比較しつつ、論ぜよ。</p> <p>第2問 下級裁判所の裁判権の行使に関し、「下級裁判所は、訴訟において、当該事件に適用される法令が憲法に違反すると認めるときは、その事件を最高裁判所に移送して、当該法令の憲法適合性について最高裁判所の判断を求めなければならない。」という趣旨の法律が制定された場合に生ずる憲法上の問題点について論ぜよ。</p>
民法	<p>第1問 A経営の預託金会員制のゴルフクラブの会則によると、会員権の譲渡にはクラブの承認を要するものとされ、承認を得て会員登録されなければ、会員としての権利（施設の優先利用）を行使することはできないとされている。このゴルフクラブの会員権を有していた甲は、これを乙に譲渡し、その旨を確定日付ある書面をもってAに通知した。その後、丙が甲への貸金債権に基づきこの会員権の差押えをし、差押命令がAに送達された。その後、甲は、この会員権を丁に二重に譲渡し、その旨を確定日付ある書面をもってAに通知した。ゴルフクラブは、丁への譲渡を承認した。</p> <p>本件でのゴルフクラブ会員権についての、乙、丙、丁の権利関係を論ぜよ。</p> <p>（参考）</p> <p>（最二小判平成 8.7.12 民集 50-7-1918）</p> <p>預託金会員制ゴルフクラブの会員権の譲渡をゴルフ場経営会社以外の第三者に対抗するには、指名債権譲渡の場合に準じて、譲渡人が確定日付のある証書によりこれをゴルフ場経営会社に通知し、又はゴルフ場経営会社が確定日付のある証書によりこれを承諾することを要し、かつ、そのことをもって足りる。</p>	<p>第1問 Aは、Bに対し、自己所有の甲建物を売却して引き渡し、BはCに対し、甲建物を、使用目的は飲食店経営、賃料月額50万円、期間3年、給排水管の取替工事はCの負担で行うとの約定で賃貸して引き渡した。Cが300万円をかけて甲建物の給排水管の取替工事をした直後、Aは、Dに対し、甲建物を売却して所有権移転の登記をした。</p> <p>この事案において、DがAからBへの甲建物の売却の事実を知らなかったものとして、DがCに対してどのような請求をすることができるかについて論じた上で、BC間の法律関係についても論ぜよ。</p> <p>第2問</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不法行為責任と責任能力との関係について説明した上で、責任能力が必要とされている理由を過失概念の変容と関連付けながら論ぜよ。</li> <li>2 未成年者の加害行為に対する親権者の不法行為責任を問う法的構成について論ぜよ。</li> </ol>

(最二小判昭和 52.3.17 民集 31-2-308)

譲渡禁止の特約のある指名債権を譲受人が特約の存在を知って譲り受けた場合でも、債務者がその譲渡につき承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となり、譲渡に際し債権者から債務者に対して確定日付のある譲渡通知がされている限り、債務者は右承諾後に債権の差押・転付命令を得た第三者に対しても債権譲渡の効力を対抗することができる。

第2問 次の事項について、簡潔に説明せよ。

- 1 物上代位
- 2 特別縁故者

刑法

第1問 看護婦Aは、勤務先の病院に、以前から憎んでいた甲が入院してきたことから、この機会に甲を殺害しようと考え、薬品棚に保管されているブドウ糖入りの瓶に毒薬が入っているものと誤解し、新人の看護婦Bに、その瓶に栄養剤が入っているのを甲に投与するよう指示した。以下の場合におけるAの刑法上の罪責について論ぜよ。

- 1 Bは、指示された瓶を取り出して、その中身を甲に投与したが、甲は重度の糖尿病に罹患していたため、身体に変調を来し、その結果死亡した。
- 2 Bは、Aの指示に従って薬品棚から瓶を取り出したが、指示された瓶に似た毒薬入りの瓶があったため、間違っってこれを取り出し、これを持って甲の病室に向かったが、その途中で先輩の看護婦Cから、その瓶は毒薬入りの瓶であることを指摘されたため、甲に投与せずに終わった。

第2問 Aは、金に困り、同居中の従兄弟の甲の部屋から高級カメラを持ち出し、友人のBにその売却を依頼した。Bは、これが盗品であることを知りながら依頼を引き受け、Aの父親で甲の叔父に当たるCに、「このカメラは盗んできた物だが買ってくれ。」と持ちかけたところ、Cはこれに応じてカメラを購入した。この場合におけるA・B・Cの罪責(親族間の特例の適用も含む。)について、以下の場合を念頭に置いて論ぜよ。

第1問 甲は、酒癖が悪く、酔うと是非善悪の判断力を失い妻乙や二人の間の子供Aに暴行を加えることを繰り返しており、そのことを自覚していた。甲は、ある日、酒を飲み始めたところ、3歳になるAが台所で茶わんを誤って割ってしまったことを見とがめ、Aの顔を平手でたたくなどのせっかんを始めた。甲は、しばらく酒を飲みながら同様のせっかんを続けていたところ、それまで泣くだけであったAが反抗的なことを言ったことに逆上し、バットを持ち出してAの足を殴打し重傷を負わせた。甲は、Aが更に反抗したため、死んでも構わないと思いつつAの頭部をバットで強打し死亡させた。乙は、その間の一部始終を見ていたが、日ごろAが乙にも反抗的態度をとることもあって、甲の暴行を止めようとはしなかった。甲については、逆上しバットを持ち出す時点以降は是非善悪の判断力が著しく減退していたとして、甲及び乙の罪責を論ぜよ。

第2問 製薬会社の商品開発部長甲は、新薬に関する機密情報をライバル会社に売却して利益を得ようと企て、深夜残業中、自己が管理するロッカー内から新薬に関する自社のフロッピーディスク1枚を取り出した上、同じ部屋にあるパソコンを操作して同ディスク内の機密データを甲所有のフロッピーディスクに複写し、その複写ディスクを社外に持ち出した。その後、甲は、ライバル会社の乙にこの複写ディスクを売却することとし、夜間山中で乙と会ったが、乙は、

	<p>1 カメラが甲の所有であった場合と、実際には甲の知人乙の所有で、甲は借り受けていたに過ぎない場合</p> <p>2 Cが、Bが盗んだものであり安く買い叩けると考えて買った場合と、息子のAが盗んだのであれば仕方がないと考えて買った場合</p>	<p>金を惜しむ余り、「ディスクの中身を車内で確認してから金を渡す。」と告げて、甲からディスクを受け取って自己の車に戻り、すきを見て逃走しようとした。乙は、車内から甲の様子を数分うかがっていたが、不審に思った甲が近づいてきたことから、この際甲を殺してしまおうと思い立ち、車で同人を跳ね飛ばして谷底に転落させた。その結果、甲は重傷を負った。</p> <p>甲及び乙の罪責を論ぜよ（特別法違反の点は除く。）</p>
<p>刑事訴訟法</p>	<p>第1問 犯罪捜査のために人の容ぼう等をビデオカメラで撮影録画することは許されるか。許されるとすればその根拠及び要件は何か。</p> <p>第2問 司法警察員の面前における供述調書しか作成されていない者について、検察官が証人申請したところ、その証人が公判廷において「記憶がない」旨証言した。この場合、次のそれぞれについて、検察官としてとるべき措置について論ぜよ。</p> <p>1 実際に証人の記憶が薄れていると考えられる場合</p> <p>2 証人が被告人又は傍聴人に畏怖して証言を避けていると考えられる場合</p>	<p>第1問 詐欺事件を捜査中の警察官は、「磁気記録テープ、光磁気ディスク、フロッピーディスク、パソコン一式その他本件に関係する一切の物」を差し押さえるべき物とする捜索差押許可状を請求し、その発布を得た。警察官は、この令状に基づいて、捜索差押えの現場で、その内容を確認することなく、フロッピーディスク100枚を差し押さえた。</p> <p>以上の手続に含まれる問題点につて論ぜよ。</p> <p>第2問 傷害事件の公判において、次の各場合に、犯行を目撃した旨のAの検察官面前調書を証拠とすることができるか。</p> <p>1 Aは、公判期日に証人として出頭し、「はっきりとは覚えていない。」旨を繰り返すだけで、その外は何も述べなかった。</p> <p>2 Aに対し、証人として召喚状を発したが、Aは外国に行っており、帰国は1年後の見込みであることが判明した。</p>
<p>検察の実務</p>	<p>本件記録（注・・・刑事模擬記録）を検討し、検察官として、勾留満期日に適切な終局処分をするものとして、次の要領により回答すること。</p> <p>第1 事件の処理</p> <p>1 起訴を相当と認めるときは、被疑者の勾留満期日の日付けで起訴状を作成するとともに、「求刑意見」を求刑意見用紙に記載すること。</p> <p>2 不起訴を相当と認めるときは、必要に応じて不起訴裁定書を作成すること。</p> <p>第2 問題点の検討</p>	<p>（試験科目ではない。）</p>

本件につき、事実の認定、法令の適用、情状などに関して考慮した問題点（例えば、被疑者と犯行との結び付き、実行行為、犯意、共謀、罰条、罪数その他処分及び求刑決定上考慮した事情。右起案に現れない問題点でも、右結論に至る過程で検討した問題点があれば、これも含める。）について、その項目を掲げ、結論及び思考過程を記述すること。

(参考) 検察官特別考試受験者数及び合格者数調

年度	区分	受験者	合格者	合格率
昭和26年度		29	7	24.1%
27		50	5	10.0%
28		53	4	7.5%
29		52	2	3.8%
30		26	1	3.8%
31		29	1	3.4%
32		26	2	7.7%
33		23	3	13.0%
34		26	3	11.5%
35		25	3	12.0%
36		27	4	14.8%
37		25	5	20.0%
38		32	7	21.9%
39		44	4	9.1%
40		53	7	13.2%
41		61	3	4.9%
42		60	5	8.3%
43		54	4	7.4%
44		73	7	9.6%
45		55	9	16.4%
46		47	7	14.9%
47		52	6	11.5%
48		73	5	6.8%
49		85	5	5.9%
50		76	6	7.9%
51		67	6	9.0%
52		57	4	7.0%
53		43	4	9.3%
54		41	3	7.3%
55		41	2	4.9%
56		33	1	3.0%
57		34	1	2.9%
58		23	2	8.7%
59		15	3	20.0%
60		11	1	9.1%
61		12	1	8.3%
62		17	2	11.8%
63		19	3	15.8%
平成元年度		18	5	27.8%
2		29	8	27.6%
3		43	11	25.6%
4		60	10	16.7%
5		48	9	18.8%
6		44	5	11.4%
7		34	3	8.8%
8		28	5	17.9%
9		26	4	15.4%
10		23	3	13.0%
11		28	2	7.1%
12		24	3	12.5%
13		24	2	8.3%
計		1998	218	10.9%

(参考)

## 副検事選考受験者数及び合格者数調

年度	区分	受験者	合格者	合格率
昭和22年度		*	251	
23		*	248	
24		*	162	
25		*	89	
26		*	12	
27		*	21	
28		*	5	
29		*	8	
30		*	7	
31		*	9	
32		182	18	9.9%
33		144	17	11.8%
34		110	22	20.0%
35		204	48	23.5%
36		223	28	12.6%
37		418	71	17.0%
38		174	28	16.1%
39		169	36	21.3%
40		150	37	24.7%
41		153	44	28.8%
42		367	70	19.1%
43		405	63	15.6%
44		386	101	26.2%
45		398	95	23.9%
46		391	60	15.3%
47		342	46	13.5%
48		335	62	18.5%
49		326	48	14.7%
50		288	51	17.7%
51		271	53	19.6%
52		227	52	22.9%
53		228	39	17.1%
54		189	33	17.5%
55		163	33	20.2%
56		188	35	18.6%
57		163	42	25.8%
58		151	55	36.4%
59		166	73	44.0%
60		173	58	33.5%
61		155	64	41.3%
62		169	56	33.1%
63		175	64	36.6%
平成元年度		152	74	48.7%
2		168	78	46.4%
3		180	79	43.9%
4		186	76	40.9%
5		182	79	43.4%
6		190	73	38.4%
7		201	60	29.9%
8		180	62	34.4%
9		158	56	35.4%
10		163	53	32.5%
11		171	45	26.3%
12		170	44	25.9%
13		167	40	24.0%
計		9851	2421	24.6%

注 受験者欄の\*印は、受験者数が明かでない年度を示し、  
合計欄は、昭和32年度以降の累計とした。